

一般社団法人あいくる・アイビス知花保育園
運営規程（兼重要事項説明書）

事業所の名称			
名 称：アイビス知花保育園 所在地：沖縄県沖縄市知花4丁目5番地9 T E L：098-989-0199			
施設の目的及び運営方針			
当園は、保育を必要とする乳幼児及び乳児を日々受け入れ保育事業を行うことを目的とする。 ・当園は、保育提供に当たっては、入園する乳幼児及び乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を配慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めるものとする。 ・当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。 ・当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。 ・当園は、基準条例、その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。			
利用定員			
当園の利用定員は次の通りとする。			
クラス	0才	1才	2才
定員	3名	6名	6名
提供する保育等内容			
当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の弁宣の提供を行う。 ・特定地域型保育（子ども子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者という。」）に対し、当該支給認定における保育必要量（第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ）の範囲内において保育を提供する。 ・延長保育 やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第8条に規定する時間の範囲内において、子ども子育て支援法第59条第1項第2号に規定する延長保育を提供する。 ・食事の提供 自園調理により食事の提供を行う。			
	職務の内容	常勤	非常勤
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1名	0名
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる。	1名	0名
保育士	保育士は、保育計画及び全体の計画の立案とその計画に基づく全ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。	5名	3名
看護師	看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。	1名	0名
調理師	調理師は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。	0名	2名
保育を提供する日			
保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日、6月23日を除く			
保育を提供する時間			
・標準時間については7時から18時までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。 ・土曜日でも7時から18時までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。			

・短時間保育については、8時半から16時半の間の8時間とする。
延長時間
標準時間：やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。 短時間：やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。 土曜日：やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

利用者負担その他の費用の種類
当園の特定地域保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を行った市町村が定める利用者負担（保育料）を当園に支払うものとする。 当園は、前項の支払いを受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
利用の開始に関する事項
当園は、市町村から特定地域型保育の実施について要請を受けた時は、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとする。 当園は、特定地域型保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申し込みを行った支給認定保護者に対し、当該運営規定の概要、職員の勤務体制その他の事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。
利用の終了に関する事項
当園は、以下の場合には特定地域型保育の提供を終了するものとする。 ・園児が法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上の小学校就学前子ども。以下「2号認定子ども」という。）となったとき（ただし、2号認定子どもとなった年度の3月31日までは保育を提供する。） ・支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
連携施設
本園は、以下の連携施設を設ける 連携施設の種類：保育園 名 称：沖縄市立知花保育所 所 在 地：沖縄県沖縄市知花6丁目5-34 連携協力の概要：乳幼児の卒園後の受け入れ支援・保育内容の支援・代替保育の提供
交流施設
本園は、以下の連携施設を設ける 交流施設の種類：保育園 名 称：縁保育園 所 在 地：沖縄県沖縄市山内1-1-1 交流協力の概要：乳幼児の保育内容の支援・交流保育
緊急時における対応方法
当園の職員は、保育提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに委託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。 ・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・当園は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。 ・園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする
非常災害対策
非常災害に備えて、消防計画などを作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
虐待防止のための措置
当園は、園児の人権の擁護及び虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の設備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
記録の整備
当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育実施に当たっての計画 ・提供した保育に係る提供記録 ・特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第50条において準用する同第19条に規定する市町村への通知に係る書類 ・保護者からの苦情の内容などの記録 ・事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録
苦情への対応
事業実施者は利用者からの苦情に迅速に対応するため、苦情を受けるための窓口を設置するとともに連絡先について、周知を図る等の必要な措置を講じる事、また事業実施者は指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う事。
秘密保持
当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児又は支給認定保護者の秘密を保持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。 ・職員で亡くなった後においても同様に秘密を保持する。 ・正当な理由がある場合については、第1項から前項までの規定を適用しない。

特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実質分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
行事に係る費用	毎月300円×12ヶ月=3,600円	実際に要した経費（実費）
遠足に係る交通費	保護者分のバス等、その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）
延長保育料	・短時間認定 設定保育時間外	30分 150円
	・標準時間認定 午後6時から午後7時	1時間 300円

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は令和2年12月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

この規程は令和5年2月15日から施行する。